

西郷村資源回収奨励金 事務の手引き

○ 西 郷 村

はじめに

村では「限りある資源を有効に！」をキャッチフレーズに行政区・子供会・スポーツ少年団などの団体が行う資源回収に奨励金を交付しています。奨励金の額は収集した量1キロあたり5円です。限りある資源を有効に活用することで、環境保護にも役立つ回収運動、あなたの地域でも始めてみませんか。

1. 団体の登録(届出)

奨励金の交付を受けようとする団体は、**毎年資源回収を行う前**に登録を受けてください。

2. 資源回収の実施・申請

申請：年4回（7月10日・10月10日・1月10日・3月31日）の各締切日前までに申請して下さい。

※期限を過ぎてしまうと、申請が受理できませんのでご注意ください。

区分	実施期間	交付申請書受理期日
1期	4月から6月までの実施分	7月10日まで
2期	7月から9月までの実施分	10月10日まで
3期	10月から12月までの実施分	1月10日まで
4期	1月から3月までの実施分	3月31日まで

3. その他

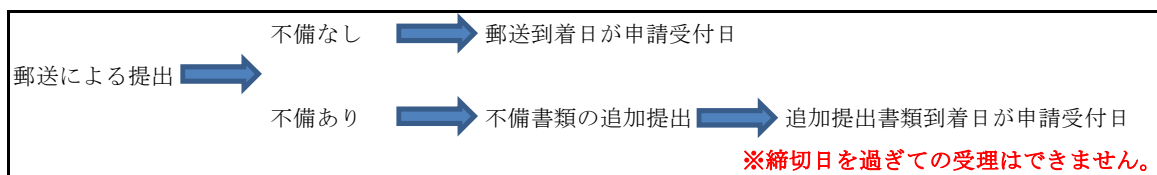
各種様式(第1号様式、第2号様式)の押印は省略となりました。

※ただし、西郷村資源回収奨励金交付請求書(第3号様式)は引続き押印が必要となりますのでご注意ください。

実施団体氏名と奨励金の請求口座名義人に相違がある場合、委任状を提出していただく必要がありますのでご注意ください。

申請書類等を郵送でもお受けします。郵送での提出を希望される団体は下記の点にご留意の上、郵送いただきますようお願いいたします。

- ・郵送による提出は**締切日を必着**とします。(不備ありの場合は締切日までに追加書類を提出すること)
- ・郵送料は申請者の負担となります。
- ・書類に不備・不足がある場合は全ての書類が揃った時点で申請受付となりますので、早めの提出をお願いいたします。
- ・記入内容や必要書類等に不備がないことを十分に確認してください。不備がある場合、申請書記載の電話番号に連絡しますので、日中に連絡のとれる電話番号を記載してください。



○申請書の提出先

〒961-8501
西郷村大字熊倉字折口原40番地
西郷村役場環境保全課 環境衛生係

各種様式はエクセルデータでもお渡しできます。環境衛生係まで問い合わせください。

電話 0248-25-2197(直通)

西郷村資源回収奨励金交付要綱

平成 3 年 3 月 5 日
告 示 第 13 号

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の資源回収を実施する団体に対して奨励金を交付することにより、廃棄物の再生利用を促進し、その減量化及び廃棄物処理施設の延命化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 奨励金の交付の対象となる団体は、行政区、子供会、青年会、婦人会、老人会、PTA、スポーツ少年団、ボランティア団体、その他村長が適当と認める地域的団体とする。

(奨励金)

第3条 奨励金は、別表1により定めた資源回収物の回収量1キログラムにつき5円を乗じて得た額(100円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、再利用ピンは別表2により換算した重量とし、1キログラム未満の端数は、これを切り捨てる。また、

(団体の届出)

第4条 奨励金の交付を受けようとする団体は、毎年度1回目の資源回収を実施するときまでに、当該年度の実施計画を立て、西郷村資源回収実施団体届出書(第1号様式)により村長に提出し、登録を受けなければならない。

2 前項の規定に基づいて、登録をした団体は、その申請事項に変更が生じた場合は、速やかに村長に届け出なければならない。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする実施団体は、西郷村資源回収奨励金交付申請書(第2号様式)を次に掲げる期日までに村長に提出しなければならない。この場合において、期日を経過した申請については、却下することができる。

区分	実施期間	交付申請書受理期日
1期	4月から6月までの実施分	7月10日まで
2期	7月から9月までの実施分	10月10日まで
3期	10月から12月までの実施分	1月10日まで
4期	1月から3月までの実施分	3月31日まで

(奨励金の交付)

第6条 村長は、前条の規定による交付申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の交付を決定し実施団体に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 奨励金交付決定通知を受けた実施団体は、西郷村資源回収奨励金交付請求書(第3号様式)を速やかに村長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第8条 村長は、偽りその他不正な行為により奨励金を受けた団体があると認めたときは、その団体から当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1（第3条関係）

資源回収物の種類
古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌等）
金属類（アルミ、スチール等）
プラスチック類
布類
再利用ビン

別表2（第3条関係）

再利用ビンの種類	単位	換算重量
1 升（1.8ℓ）ビン	1 本	1 キログラム
ビールビン	2 本	1 キログラム
ジュースビン	3 本	1 キログラム

備考 ビールビン及びジュースビンは、容量にかかわらず同一として取り扱うものとする。